

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都税に係る徴収金の収納委託……………(主税局徴収部徴収指導課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 生活保護法による医療機関等の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)…二
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止及び休止……………(同)…二
- 生活保護法による指定医療機関の辞退……………(同)…二
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………(福祉保健局健康安全部健康安全課)…三

告示 (海区漁調)

- 東京海区における共同漁業に係る海区漁場計画案についての公聴会の開催……………三

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)…三

告示

●東京都告示第千四百二十七号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割(普通徴収のものに限る。)、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年十一月一日

東京都知事 小池百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間
 楽天銀行株式会社 楽天銀行アプリに 令和四年十一月一日から令和五年三月三十一日まで
 港区港南二丁目十よる都税の収納

●東京都告示第千四百二十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千二百九十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月一日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区本郷二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第四百三十二号
 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八
 条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニン
 グ師の研修及び業務従事者に対する講習であつて通信制で
 行う研修及び講習（以下「第二型研修等」という。）を次
 のように指定する。

令和四年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 第二型研修等の
主催者の名称及
び所在地 センター
港区新橋六丁目八番二号
- 二 受講対象者
都内に所在するクリーニング所に勤
務するクリーニング師及び業務従事
者のうち次のいずれかに該当する者
（一）へき地離島、遠隔地に居住する
者
（二）聴覚障害等の障害により研修会
場等での受講が困難と知事が認
めた者
- 三 申込受付期間
令和四年十一月十四日から同年十二
月十六日まで
- 四 受講料
（一）クリーニング師の研修 五千円
（二）業務従事者に対する講習 四千
五百円

告 示（海区漁調）

●東京海区漁業調整委員会公示第一号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条
 第五項の規定に基づき、東京海区における共同漁業に係る
 海区漁場計画の案について、次のとおり公聴会を開催しま

す。
 なお、海区漁場計画の案は、本委員会事務局、大島、三
 宅及び八丈支庁内本委員会事務局分室並びに小笠原支庁に
 備え付けてあります。
 令和四年十一月一日
 東京海区漁業調整委員会
 会長 有 元 貴 文

一 日時及び場所

- （一）令和四年十二月二十二日（木曜日） 午後二時
 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎
 - （二）令和五年一月十七日（火曜日） 午後二時
 港区海岸二丁目七番百四号
 東京都島しょ農林水産総合センター三階 会議室
- （注）開催日については、天災その他やむを得ない事情
 による場合は順延する。
- 二 案件
 東京海区における共同漁業に係る海区漁場計画の案に
 ついて

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店
 舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定に
 より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
 する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体に
 あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、令和四年十一月一日から四月以内に東京都産業労
 働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
 号）に到着するよう提出してください。
 令和四年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) テックランド葛飾店
- 二 店舗所在地 葛飾区立石五丁目四百三十二番地
ほか
- 三 設置者名 株式会社ヤマダデンキ
- 四 設置者住所 群馬県高崎市栄町一番一号
- 五 小売業を行う者の
氏名又は名称 株式会社ヤマダデンキ
- 六 新設をする日 令和五年六月一日
- 七 店舗面積の合計 二千五百九十平方メートル
- 八 駐車場の位置及び
収容台数 店舗一階 八十九台
- 九 駐輪場の位置及び
収容台数 店舗一階 四十四台
- 十 荷さばき施設の位
置及び面積 敷地内北側 六十九平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管
施設の位置及び
容量 敷地内北側 十三・八六立方メー
トル
- 十二 小売業を行う者
の開店時刻 午前九時三十分
- 十三 小売業を行う者
の閉店時刻 午後十時